

川越市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要について

平成29年1月

市民部市民課

1 規則改正の趣旨

印鑑登録をしている方が、個人番号カードを利用しコンビニエンスストア等で印鑑登録証明書の申請交付を受けることができるようにする「コンビニ交付サービス」を導入するため、川越市印鑑条例の一部を改正しました。

これに伴い、川越市印鑑条例施行規則の一部を改正し、併せて印鑑登録証明書及び印鑑登録証明書交付申請書の様式の整理を行うものです。

2 規則改正の概要

(1) 印鑑登録証明書の交付について

印鑑登録をしている方が、利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードを利用し、コンビニエンスストア等で印鑑登録証明書の交付を受けることができるようにするため川越市印鑑条例施行規則の一部を改正します。

(2) 印鑑登録証明書の様式について

コンビニエンスストア等から交付する印鑑登録証明書のうち、外国人住民に係るものは、市民課窓口及び自動交付機で交付している証明書と一部様式が異なるため、印鑑登録証明書の様式について整理、追加を行います。

(3) 印鑑登録証明書交付申請書の様式について

適正な印鑑登録証明書交付事務の執行のため、「印鑑登録証明書交付申請書」の性別記載欄を廃止します。

3 施行期日等

この規則は、平成29年3月21日から施行します。

(ただし、印鑑登録証明書交付申請書の様式については、平成29年4月1日から施行します。)